



前田建設工業株式会社

証券コード 1824

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月23日（水曜日）
午前10時

開催場所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
当社 本店

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 前田道路株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転計画承認の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1824/>



目次

ごあいさつ	1
-------------	---

招集ご通知

第76回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------------	---

議決権の行使についてのご案内	4
----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役10名選任の件	7
第3号議案 前田道路株式会社および株式会社 前田製作所との共同株式移転 計画承認の件	14

招集ご通知提供書面

事業報告

I. 企業集団の現況	58
II. 会社の状況	68

連結計算書類／監査報告	77
-------------------	----

計算書類／監査報告	81
-----------------	----

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第76回定時株主総会を2021年6月23日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第76期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月



代表取締役社長

前田操治

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症等への感染リスクを可能な限り低くするため、本株主総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から5頁のご案内に従って、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 当社 本店 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 前田道路株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転 計画承認の件</p>
4 議決権の行使等についてのご案内	4頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maeda.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 事業報告「会社の体制及び方針」
 2. 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 3. 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 4. 株主総会参考書類の「第3号議案前田道路株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転計画承認の件」に記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（前田道路株式会社および株式会社前田製作所）の最終事業年度に係る計算書類等
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、電磁的方法（インターネット等）により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maeda.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.maeda.co.jp/>)

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類（6頁から57頁まで）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月23日（水曜日）午前10時

場所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
当社 本店

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月22日（火曜日）午後5時30分到着分まで

- 書面又は電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権行使をされた場合は以下の取扱いとさせていただきます。
 - ① 書面により、複数回、議決権行使をされた場合は、再発行された議決権行使書によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
 - ② 電磁的方法（インターネット等）により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
 - ③ 書面と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、当社へ後に到着したご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、電磁的方法（インターネット等）によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
- 議案につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

インターネットで議決権を行使される場合

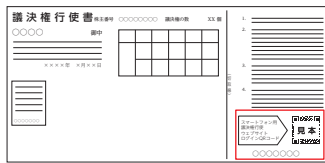


行使期限 **2021年6月22日（火曜日）午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

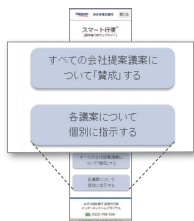
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへ
アクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」
を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

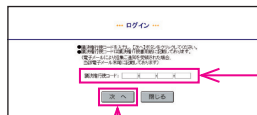
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

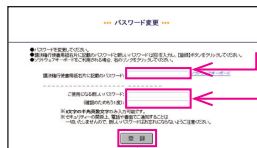
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、長期的な安定配当を維持するとともに、脱請負事業など今後の事業展開に備えるための内部留保の充実に努め、業績動向等も勘案の上、利益配分を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき前期に対して18円増配した38円といたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **38円**

及びその総額

総額 **7,389,565,842円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

29,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

29,000,000,000円

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



第2号議案

取締役10名選任の件

現在の取締役11名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	前田 操 治	代表取締役社長・執行役員社長	再任
2	中西 隆 夫	代表取締役専務執行役員 土木事業本部長	再任
3	関本 昌 吾	取締役専務執行役員 営業企画担当	再任
4	近藤 清 一	取締役専務執行役員 営業企画担当	再任
5	岐部 一 誠	取締役専務執行役員 CSV戦略担当 兼 CSR・環境担当 兼 技術・情報統括 兼 経営革新本部長	再任
6	幡鎌 裕 二	取締役専務執行役員 建築事業本部長	再任
7	土橋 昭 夫	社外取締役	再任 社外 独立
8	幕田 英 雄	社外取締役	再任 社外 独立
9	村山 利 栄	社外取締役	再任 社外 独立
10	高木 敦	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

まえ だ そ う じ
前田 操治 (1967年12月6日生)

所有する当社の株式数… 119,295株
取締役在任年数…………… 19年
取締役会出席状況… 21/21回(100%)

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1997年 4月	前田建設工業株式会社入社	2009年 4月	飯田橋再開発P J 担当
2000年 4月	関東(現、東京建築)支店副支店長	2010年 1月	エネルギー管掌
2002年 6月	取締役、常務執行役員	2011年 4月	関西支店長
2004年 6月	専務執行役員	2014年 4月	営業管掌
2004年11月	建築本部長	2016年 4月	代表取締役社長、執行役員社長、現在に至る
2007年 1月	T P Mプロジェクトリーダー		
2008年 6月	T P M担当、建築事業本部営業推進担当		

取締役候補者とした理由

当社における豊富な職務経験があり、また、代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループを強力に牽引していることから、引き続き、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2



再任

なか に し た か お
中西 隆夫 (1958年8月11日生)

所有する当社の株式数…… 21,489株
取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況… 21/21回(100%)

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1981年 4月	前田建設工業株式会社入社	2019年 4月	土木事業本部長、現在に至る
2011年 4月	九州支店土木部長	2019年 6月	取締役
2013年 4月	土木事業本部土木部長	2020年 4月	専務執行役員、現在に至る
2014年 4月	執行役員、土木事業本部副本部長	2020年 6月	代表取締役、現在に至る
2016年 4月	常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社における豊富な実務経験と土木事業における幅広い知見を有していることから、今後の当社土木事業の持続的な成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

3



再任

せきもと しょうご
関本 昌吾 (1957年11月6日生)

所有する当社の株式数…… 25,875株
取締役在任年数…………… 9年
取締役会出席状況… 20/21回(95%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2003年 6月	株式会社三井住友銀行静岡法人営業部長	2008年 4月	同行執行役員本店営業第一部長
2005年 6月	同行法人戦略営業第一部長	2011年 4月	同行常務執行役員本店営業本部本店営業第三、第四、第六部担当
2006年 4月	同行投資銀行統括部長兼本店上席調査役株式会社三井住友フィナンシャルグループインベストメント・バンキング統括部長	2012年 5月	前田建設工業株式会社顧問
		2012年 6月	取締役、専務執行役員、営業企画担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

大手金融機関における営業、企画、投資銀行業務等の幅広い職務経験を有していることから、それらの豊富な経験や見識を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4



再任

こんどう せいいち
近藤 清一 (1960年9月6日生)

所有する当社の株式数…… 23,175株
取締役在任年数…………… 6年
取締役会出席状況… 21/21回(100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2006年 7月	株式会社みずほ銀行五反田支店長	2015年 5月	前田建設工業株式会社顧問
2008年 4月	同行人事部長	2015年 6月	営業企画担当
2010年 4月	同行執行役員人事部長	2015年 6月	取締役、専務執行役員、現在に至る
2011年 4月	同行執行役員小舟町支店長	2020年 4月	監査統括
2013年 4月	同行常務執行役員営業担当役員	2021年 4月	営業企画担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

大手金融機関における企画、人事、営業等の豊富な職務経験と幅広い見識を有していることから、それらの経験や見識を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

5



再任

き べ か ず な り
岐部 一誠 (1961年4月25日生)

所有する当社の株式数……27,037株
取締役在任年数……………5年
取締役会出席状況…20/21回(95%)

**略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)**

1986年4月	前田建設工業株式会社入社	2016年4月	事業戦略本部長
2007年1月	経営管理本部総合企画部長	2016年6月	取締役、現在に至る
2009年4月	経営管理本部副本部長	2020年4月	専務執行役員、経営革新本部長、現在に至る
2010年1月	執行役員、土木事業本部副本部長、経営企画担当	2020年6月	C S R・環境担当、現在に至る
2013年4月	事業戦略室長	2021年5月	C S V戦略担当、技術・情報統括、現在に至る
2014年4月	常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社の経営企画部門における豊富な職務経験及び事業戦略本部長として部門を統括してきた実績等を踏まえ、当社の中長期経営計画の推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6



再任

は た か ま ゆ う し
幡鎌 裕二 (1957年10月31日生)

所有する当社の株式数……43,462株
取締役在任年数……………1年
取締役会出席状況…16/16回(100%)

**略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)**

1980年4月	前田建設工業株式会社入社	2015年4月	建築事業本部営業統括
2002年1月	建築本部建築営業第二部長	2015年4月	専務執行役員、現在に至る
2008年6月	建築事業本部営業推進部長	2020年5月	建築事業本部長、現在に至る
2009年4月	執行役員	2020年6月	取締役、現在に至る
2010年4月	建築事業本部営業統括部長		
2011年4月	常務執行役員、建築事業本部民間営業統括		

取締役候補者とした理由

当社における豊富な職務経験及び建築営業部門を統括してきた実績をふまえ、今後の当社建築事業の持続的な成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

ど ばし あき お
土橋 昭夫 (1949年1月2日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
社外取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況… 20/21回(95%)



再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

(重要な兼職の状況)

2003年12月	ニチメン株式会社代表取締役社長、CEO	2016年3月	キャノンマーケティングジャパン株式会社社外取締役、現在に至る
2004年4月	双日株式会社代表取締役社長	2017年6月	前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る
2007年4月	同社代表取締役会長		
2015年6月	OSJBホールディングス株式会社社外取締役		

(重要な兼職の状況) キャノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

総合商社における職務経験・経営経験および他社における社外役員としての経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から取締役会等において助言・提言を行っております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

まく た ひで お
幕田 英雄 (1953年2月6日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
社外取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況… 21/21回(100%)



再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

(重要な兼職の状況)

1978年4月	検事任官	2019年6月	前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る
2011年9月	最高検察庁刑事部長	2020年6月	株式会社ダイセル社外監査役、現在に至る
2012年7月	公正取引委員会委員		富士通株式会社社外監査役、現在に至る
2017年9月	弁護士登録、現在に至る 長島・大野・常松法律事務所顧問、 現在に至る		
2019年4月	日本原子力研究開発機構契約監視委員会委員、現在に至る		

(重要な兼職の状況) 長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士
日本原子力研究開発機構契約監視委員会 委員
株式会社ダイセル 社外監査役、富士通株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

検事及び弁護士としての職務経験・専門的見地および他社における社外役員としての経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から取締役会等において助言・提言を行っております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

9



再任 社外 独立

むら やま り え
村山 利栄 (1960年5月1日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
社外取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況… 16/16回(100%)

略歴、当社における地位及び担当

(重要な兼職の状況)

1988年11月	CSファーストボストン証券入社	2017年4月	株式会社ComTech代表取締役会長
1993年3月	ゴールドマン・サックス証券会社東京支社入社	2017年6月	株式会社カチタス社外取締役
2001年11月	同社マネージングディレクター	2019年6月	株式会社新生銀行社外取締役、現在に至る
2014年4月	国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事	2020年6月	前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る
2016年6月	株式会社レノバ社外取締役		

(重要な兼職の状況) 株式会社新生銀行 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

投資銀行における豊富な職務経験および他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から取締役会等において助言・提言を行っております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

10



再任 社外 独立

たか ぎ あつし
高木 敦 (1967年10月3日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
社外取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況… 16/16回(100%)

略歴、当社における地位及び担当

(重要な兼職の状況)

1991年4月	株式会社野村総合研究所入社	2019年11月	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ代表取締役、現在に至る
1997年9月	Morgan Stanley Japan Ltd.入社	2020年6月	前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る
2004年12月	同社マネージングディレクター		
2015年10月	同社調査統括本部副本部長		

(重要な兼職の状況) 株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由

証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する高い知見およびインフラに関する幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から取締役会等において助言・提言を行っております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び高木敦の4氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所に対し、土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び高木敦の4氏を独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 3. 社外取締役候補者が過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について
幕田英雄氏につきましては、検事及び弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 4. 責任限定契約について
当社は、土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び高木敦の4氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、4氏との間で当該契約を継続する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役であり、現在と同程度の内容での更新を予定しています。
 6. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。
 7. 幡鎌裕二、村山利栄及び高木敦の3氏につきましては、第75回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

以 上

第3号議案

前田道路株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転計画承認の件

当社、前田道路株式会社（以下「前田道路」といいます。）および株式会社前田製作所（以下「前田製作所」といいます。）は、2021年10月1日をもって、共同株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）の方法により3社の完全親会社となるインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「本件持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本件経営統合」といいます。）に合意し、2021年5月14日開催の3社の取締役会において決議のうえ、同日付で本件株式移転に関する株式移転計画書（以下「本件株式移転計画」といいます。）を3社共同で作成しました。

本議案につきましては、本件株式移転を行うために、本件株式移転計画についてご承認をお願いしたいと存じます。本件株式移転を行う理由、本件株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

（1）本件経営統合の背景

3社は、これまで強固な資本提携のもと、グループ会社として各社それぞれの強みを活かし、建築事業、土木事業、舗装事業、製造・販売事業およびインフラ運営事業等を幅広く展開してまいりました。

今後の我が国における長期的な経営環境を俯瞰すると、人口減少による税収減、高齢化の進展による社会保障費の増大により、国や地方公共団体の財政が今後ますます厳しくなる一方で、社会インフラが一斉に老朽化していくため、新規建設はおろか、既存インフラの維持管理・更新への投資もままならない状況になると予想されます。また、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少の影響による担い手不足のさらなる深刻化や、デジタル化への変革が不可避であることも考えると、建設産業においても従来の価値観が変わり、産業構造そのものが変化していくと考えております。

このような環境下において、グループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、中長期的に目指す姿を「総合インフラサービス企業」と定め、①3社のこれまでの本業である建設請負事業（設計、施工、製造等）を軸にこの強みを最大限に活かしつつ、事業領域を上流から下流までのすべての領域に拡大するとともに、道路、上下水道、空港、港湾、MICE施設等といった様々なインフラ分野に取り組むことで幅広く、安定的に高収益を上げ続けるビジネスモデルへ転換すること、②生産性改革に向けたデジタル化戦略や技術開発、人材育成等の協働推進による経営基盤強化に取り組むことに合意しました。これを実現するためには、グループ全体が一体化し、経営資源の流動性向上および適正配分、経営の意思決定の迅速化が重要であり、この度、持株会社体制への移行を検討するに至りました。

(2) 本件経営統合の目的

上記のように、今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えております。本件経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しております。本件経営統合により、以下のようなシナジー効果が発揮できるものと想定しております。

① グループ全体での収益力の向上と新たな収益基盤の確立

当社の土木・建築事業、前田道路の舗装・製造販売事業および前田製作所の建設機械関連事業といった3社が国内外で築き上げてきた建設請負事業において、各社それぞれの得意分野で強みを発揮してきた経営資源（人材、顧客基盤、活動エリアにおけるネットワーク、各種技術・ノウハウ等）を互いに共有し、グループ経営資源として有効活用することにより、各社の建設請負事業の活動範囲の拡大と収益力の向上が期待できると考えております。

また、上記（1）のように、国や地方公共団体の財政が逼迫していく一方でインフラ老朽化への対策が急増するため、新規建設はおろか、既存インフラの維持管理・更新への投資もままならない状況になると予想され、その解決策として公共インフラの包括管理やPPP・コンセッションといった官民連携の新たな市場が急拡大することに疑いの余地はないと考えております。当該市場においては、3社それぞれが培ってきた建設請負事業の技術・ノウハウに、前田建設のコンセッション事業等における技術・ノウハウを掛け合わせるにより、高い競争優位性を発揮することができると考えており、高収益かつ安定的な新たな収益基盤の確立が期待できます。

② グループ全体での技術開発、DX、人材育成の共同推進

上記（1）の経営環境の変化がコロナ禍によりますます加速している現状に鑑みると、その急激な変化のスピードに対応するためには、各社単独の対応ではなくグループ全体が一体となって対応することが不可欠であり、まさに今がそのタイミングだと考えております。今後このような環境下における成長戦略には、スピード感を持った技術開発、今後新たな価値の源泉となる建設請負事業やインフラ運営に関するビッグデータの集積・一元管理とデジタルツールの開発によるグループ経営の効率化・高度化、競争優位の源泉である人材力をはじめとした経営資源の強化が必須の要件であると考えております。

それらは、各社単独の取り組みではなく、グループ全体が一体となって進めることに加えて、多種多様なパートナーとの協業・連携が重要であると考えており、各社の技術開発ならびに人材開発拠点を連携することにより、その効果を最大化できるものと考えております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本件株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

前田建設工業株式会社（以下「甲」という。）、前田道路株式会社（以下「乙」という。）および株式会社前田製作所（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲、乙および丙は、本移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙および丙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の「定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「インフロニア・ホールディングス株式会社」とし、英文では「INFRONEER Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の「定款」記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役および設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

前田操治

岐部一誠

西川博隆

塩入正章

橋本圭一郎（社外取締役）

米倉誠一郎（社外取締役）

森谷浩一（社外取締役）

村山利栄（社外取締役）

高木敦（社外取締役）

2. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 新会社が、本株式移転に際して、甲、乙および丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲、乙および丙の株主に対して交付する、甲、乙および丙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

(1) 甲が基準時において発行している普通株式の数に1を乗じた数

(2) 乙が基準時において発行している普通株式の数に2.28を乗じた数

(3) 丙が基準時において発行している普通株式の数に0.58を乗じた数

2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時における甲、乙および丙の株主に対して、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。

(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合

(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式2.28株の割合

(3) 丙の株主に対しては、その所有する丙の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.58株の割合

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

第5条（新会社の資本金および準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
20,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額
5,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2021年6月23日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2021年6月25日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 丙は、2021年6月22日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
4. 前三項の定めにかかわらず、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意により前三項に定める本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり38円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 丙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

4. 甲、乙および丙は、前三項に定める場合を除き、本移転計画の作成後、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲、乙および丙協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲、乙および丙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

甲、乙および丙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第11条（会社財産の管理等）

甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社をして、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、かつ、行わせるものとする。甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社の財産または権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲、乙および丙協議の上、他の全当事者の同意を得てこれを行い、またはこれを行わせる。

第12条（本移転計画の効力）

本移転計画は、(i)第7条に定める甲、乙もしくは丙の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認もしくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)新会社の成立の日までに本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、または(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第13条（株式移転条件の変更および本株式移転の中止）

本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、以下のいずれかの事由に該当する場合は、甲、乙および丙は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更または本株式移転を中止することができる。

- (1) 甲、乙もしくは丙またはその子会社の事業、財産状態または経営状態に重大な変更または影響を及ぼす事象が発生しまたは判明した場合
- (2) 本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生しまたは判明した場合
- (3) その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合

第14条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、甲、乙および丙が別途協議の上、合意により定める。

以上

本移転計画作成の証として、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月14日

甲： 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長 前田 操治

乙： 東京都品川区大崎一丁目11番3号
前田道路株式会社
代表取締役社長 今泉 保彦

丙： 長野県長野市篠ノ井御幣川1095番地
株式会社前田製作所
代表取締役社長 塩入 正章

インフロニア・ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

- (商 号)
第 1 条 当社は、インフロニア・ホールディングス株式会社と称し、英文ではINFRONEER Holdings Inc.と表示する。
- (目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。
- (1) 土木建築工事その他建設工事全般の請負、企画、測量、設計、施工、監理及びコンサルティング並びに土木建築工事の諸材料の製作及び販売
 - (2) 建設機械、運搬機械、産業機械、農林・水産業機械その他各種機械器具、各種鋼材製品並びにそれらの部品の設計、製造、販売、賃貸、修理、輸出入、設置工事の請負
 - (3) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
 - (4) 住宅の設計、監理、施工及び販売
 - (5) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発、宇宙開発、環境整備、排出権取引に関する事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
 - (6) 道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営
 - (7) ホテル、旅館等の宿泊施設、ゴルフ場、テニスコート、競技場等のスポーツ施設、遊戯場、遊園地、動植物園等の娯楽施設、医療施設、教育施設、レストランの保有、経営、コンサルティング及びこれら施設の賃貸、並びにゴルフ会員権及びスポーツクラブの会員権の売買
 - (8) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの開発及び販売
 - (9) 金銭貸付に関する業務

- (10) 工業所有権、ノウハウ、著作権等無体財産権のソフトウェアの企画開発、取得、賃貸及び販売
 - (11) 各種混練装置並びにこれに関連するシステム及びソフトウェアの開発、設計、製作、修理、賃貸及び販売
 - (12) 鉱物、砂利、砂、土石その他の各種建材の採掘、採取、製造及び販売
 - (13) 農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、販売及び関連施設の開発、運営並びに関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
 - (14) 環境汚染物質の除去、土壌浄化、河川・湖沼・港湾の水質浄化等の環境保全、廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
 - (15) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給に関する事業並びにこれに関連する施設の管理、運営及び賃貸
 - (16) 営業関係事業への投資
 - (17) 各種鉄鋼製品、非鉄金属製品の設計、製造、販売、賃貸、修理及び輸出入
 - (18) 各種プラントその他建設工事の設計、施工、管理及び請負
 - (19) 各種建設用その他産業用資材、機器の販売、賃貸及び輸出入
 - (20) 自動車、原動機付自転車、自転車及びその部品、付属品の販売並びにこれに関連する機器、用品の販売、賃貸、修理及び輸出入
 - (21) スポーツ用品、楽器、衣服及び住宅設備機器、什器の販売及び輸出入
 - (22) 損害保険代理業
 - (23) 介護用品、介護用機器の賃貸、販売及び製造
 - (24) 労働者派遣事業
 - (25) 金属粉末素材等の製造及び販売
 - (26) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理及び売買並びにその他の投資業
 - (27) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに附帯又は関連する一切の業務を行うことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務
 - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という）
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の売渡請求)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(議 長)

第 16 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。

- 2 前項の取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の権限)

- 第 24 条 取締役会は、当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
- 2 取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

(役付取締役)

- 第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

- 第 28 条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会決議の方法)

- 第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

- 第 30 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第 32 条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 指名委員会等

(指名委員会等の委員の選定)

- 第 33 条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
- 2 指名委員会等の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(指名委員会等規則)

- 第 34 条 指名委員会等に関する事項は、法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第 6 章 執行役

(執行役の員数)

- 第 35 条 当社の執行役は、30名以内とする。

(執行役の選任)

- 第 36 条 執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。
- 2 代表執行役は、取締役会の決議により、執行役の中から選定する。

(執行役の任期)

- 第 37 条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

- 第 38 条 取締役会は、その決議により、代表執行役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、及び常務執行役を各若干名定めることができる。

(執行役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議により、これを選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第42条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から2022年3月31日までとする。

(附則の削除)

第 2 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数および割当ての相当性に関する事項

3社は、本件株式移転による本件持株会社の設立に際し、3社のそれぞれの株主に対し割当て交付する本件持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 本件株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	前田道路	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

(注1) 本件株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を、前田道路の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式2.28株を、前田製作所の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式0.58株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本件株式移転により、3社の株主に交付しなければならない本件持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 本件持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、当社の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）、前田道路の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）および前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しております。なお、3社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有したまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：146,223株、前田道路：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本件株式移転により、1単元（100株）未満の本件持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける3社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、本件持株会社の定款において、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

② 本件株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア 算定の基礎

3社は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、前田道路はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、前田製作所は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、3社それぞれについて、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	前田道路	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	DCF法	1.07～2.58	0.37～1.01

なお、市場株価法については、2021年2月22日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

SMB C日興証券は、3社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、3社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	前田道路	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	類似上場会社比較法	1.61～2.95	0.22～0.44
③	DCF法	1.36～2.47	0.19～0.63

市場株価法では、当社および前田道路については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、前田製作所については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、3社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

山田コンサルは、3社それぞれについて、市場株価法およびDCF法により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	前田道路	前田製作所
①	市場株価法	1.79～2.37	0.46～0.59
②	DCF法	1.39～2.30	0.32～0.60

なお、市場株価法については、2021年2月22日を算定基準日として、算定基準日の終値ならびに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間および算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

山田コンサルは、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券は当社から、SMB C日興証券は前田道路から、そして山田コンサルは前田製作所から、3社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDCF法による分析の基礎としております。大和証券、SMB C日興証券および山田コンサルがDCF法において使用した算定の基礎となる3社各社の将来の利益計画は、本件株式移転の実施を前提としておらず、算定書作成日現在の組織体制を前提として作成されております。また、当社および前田道路の将来の利益計画は大幅な増減益を見込んでおりませんが、前田製作所の将来の利益計画には、対前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年度3月期において、2021年度3月期における新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化の反動により、対前年度比で営業利益において大幅な増益を見込んでおります。

イ 算定の経緯

上記のとおり、当社は大和証券に対し、前田道路はSMB C日興証券に対し、前田製作所は山田コンサルに対し、それぞれ本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、市場株価水準等の要因を総合的に勘案し、3社それぞれが株式移転比率について慎重に検討し、交渉、協議を重ねました。その結果、最終的に上記①に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至ったため、2021年2月24日に開催された各社の取締役会において、当該株式移転比率により本件株式移転を行うことの基本合意について決議いたしました。

また、3社は、上記ア「算定の基礎」に記載の株式移転比率の算定の基礎について、本件経営統合に係る基本合意書の締結後、株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変動がないことを確認し、2021年5月14日付の本件経営統合に係る経営統合契約書および本件株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

なお、当社は、下記オ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から受領した株式移転比率算定書における算定結果、リーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所からの助言、当社が前田道路および前田製作所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、将来キャッシュフローを基礎とした算定であるDCF法における算定レンジを以て株式移転比率を検討することが妥当であると考え、大和証券のDCF法における算定レンジを参考にしつつ、株式移転比率に関する交渉を行い、上記①に記載の株式移転比率は妥当であると判断いたしました。

ウ 算定機関との関係

算定機関である大和証券、SMB C日興証券および山田コンサルは、いずれも3社の関連当事者には該当せず、本件株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

エ 本件持株会社の上場申請等に関する取扱い

3社は、新たに設立する本件持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、3社は本件株式移転により本件持株会社の完全子会社となりますので、本件持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

オ 公正性を担保するための措置

当社は、前田道路および前田製作所の支配株主であり、また、前田道路と前田製作所はいずれも当社の子会社であるため、本件株式移転は前田道路および前田製作所にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、上記アに記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、当社は大和証券を、前田道路はSMB C日興証券を、前田製作所は山田コンサルをそれぞれ選定し、本件株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。

なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

B) 独立した法律事務所からの助言

本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、当社は瓜生・糸賀法律事務所を、前田道路はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、前田製作所は西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本件株式移転の手続および意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、瓜生・糸賀法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所および西村あさひ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

カ 利益相反を回避するための措置

当社は前田道路の発行済株式総数の51.29%（2021年3月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式を、前田製作所の発行済株式総数の47.72%（2021年3月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式をそれぞれ保有しております。

当社は、前田道路および前田製作所の支配株主であり、また、前田道路と前田製作所はいずれも当社の子会社であるため、本件株式移転は前田道路および前田製作所にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A) 前田道路

I. 前田道路における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

前田道路は、2021年1月19日、本件経営統合に係る前田道路の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件経営統合を行う旨の決定をすることが前田道路の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社および前田製作所と利害関係を有さず、前田道路の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている大堀龍介氏、当社および前田製作所と利害関係を有さず、前田道路の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている橋本圭一郎氏ならびに3社と利害関係を有しない外部の有識者である鈴木良和氏（弁護士、シティユーワ法律事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「前田道路特別委員会」といいます。）を設置しました。前田道路特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、前田道路特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、橋本圭一郎氏を選定しております。

前田道路は、前田道路特別委員会に対して、(i) 本件経営統合の目的が合理的と認められるか(本件経営統合が前田道路の企業価値の向上に資するかを含みます。)、(ii) 本件経営統合の取引条件(本件株式移転における株式移転比率を含みます。)の公正性が確保されているか、(iii) 本件経営統合において、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本件経営統合は前田道路の少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下(i)から(iv)を総称して「前田道路諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。また、前田道路の取締役会は、前田道路特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、前田道路特別委員会の判断内容を最大限尊重することおよび前田道路特別委員会が、前田道路の費用負担の下、本件株式移転の株式移転比率の算定その他前田道路特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができることを決議しております。なお、前田道路特別委員会の委員の報酬については、本件経営統合の成否または答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、前田道路特別委員会は、前田道路諮問事項の検討に際し、2021年1月下旬に、3社から独立した独自の第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザー株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)を選任しております。なお、本件経営統合に係るトラスティーズに対する報酬は、本件経営統合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

前田道路特別委員会は、2021年1月19日から2021年2月22日までに、合計8回、合計約12時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、前田道路諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、前田道路が選任したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるSMB C日興証券ならびにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを前田道路の第三者算定機関およびリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、前田道路特別委員会は、本件経営統合に係る検討、交渉および判断に関与する前田道路の取締役につき、当社および前田製作所との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、前田道路特別委員会は、(a) 当社から本件経営統合の提案内容および本件経営統合の目的ならびに本件経営統合によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 前田道路から、同社の沿革、同社の事業内容、本件経営統合の提案を受けた経緯、本件経営統合の目的、当社の提案内容についての前田道路の考えおよび本件経営統合が前田道路の企業価値に与える影響、前田道路の事業計画の作成経緯およびその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、

(c) 前田製作所に対し、本件経営統合によって見込まれるシナジーおよび同社の事業計画の作成経緯等についての質疑応答を実施したこと、(d) S M B C 日興証券およびトラスティーズから株式移転比率の算定の結果および本件経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(e) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件経営統合の手続面における公正性を担保するための措置ならびに本件経営統合に係る前田道路の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、ならびに(f) 提出された本件経営統合に係る関連資料等により、本件経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて前田道路諮問事項について慎重に協議および検討して審議を行っております。

なお、前田道路特別委員会は、3社における本件経営統合に係る協議・交渉の経緯および内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、前田道路に意見する等して、他の2社との間の交渉過程に関与しております。

前田道路特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、前田道路諮問事項について慎重に審議および検討を行い、前田道路の取締役会に対し、2021年2月22日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

(i) 本件経営統合の目的は合理的と認められるか(本件経営統合が前田道路の企業価値向上に資するかを含む。)

前田道路および当社によれば、今後の事業環境に照らした前田道路の主な経営課題としては、新たな収益基盤を構築していくとともに、既存事業の安定的な受注の確保も実現していくこと、および人口減少の影響による担い手不足等の問題に対応していくために、業務の生産性の一層の向上を図ることが挙げられるとのことである。そして、本件経営統合により、グループの経営資源を最大限活用できるようになることで、前田道路においては、①当社の経営資源を活用することで、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野のほか、海外事業など新たな収益基盤の構築が期待でき、②官庁発注案件の受注拡大のほか、公共インフラの運営業務に付随して発生する建設工事の受注など、既存事業における受注確保も期待でき、③グループ全体での技術開発、DX、人材育成の共同推進により、生産性の向上等が期待でき、④本件持株会社を通じた上場会社としての企業規模の拡大により、今後の資金調達、信用・格付け、人材採用等の面においてもプラスの影響が期待できるとのことであるが、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらない。

前田道路は、2020年に実施された当社による公開買付けに対して反対意見を表明していたが、前田道路によれば、当社の連結子会社となって以降の状況に鑑みると、公開買付けの公表時点における認識とは異なり、当社との協業等による事業上のシナジーの可能性は十分見込まれるとの考えに至ったこと、また、答申書作成日現在に至るまで前田道路の企業価値が毀損される具体的な懸念事項も顕在化していないこと等から、今般、本件経営統合について前向きに検討するに至ったとのことであり、前田道路の判断は、答申書作成日現在までの当社との関係性を踏まえた上での合理的な検討の結果と認めることができる。

3社が上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある答申書作成日現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益相反の問題が伴うことにより、経営資源の相互活用に対して一定の限界が生じてしまうことは否定できず、本件経営統合によって組成される本件持株会社を通じて3社の利害関係を一致させることにより、グループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を最大化させることが可能になるほか、各社の企業文化や風土を尊重し、各社の事業の枠組みを保持しながらシナジーを追求できる体制を構築していくためには本件株式移転のスキームが最良の選択であると考えたこと、また、本件株式移転においては、前田道路の少数株主は、本件持株会社の株主として、本件経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、シナジーの実現可能性を高めるために本件経営統合を行う必要があり、その法的スキームとして本件株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

当社および前田道路へのヒアリングを通じて検討した結果、コンプライアンス体制の弱体化、今後の取引先への影響、資金調達への影響、人材採用への影響、既存従業員の士気の低下などの潜在的なデメリットにおいて、本件経営統合により見込まれるメリットを上回りまたは大きく毀損する具体的な蓋然性は特段認められない。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合は、前田道路の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

- (ii) 本件経営統合の条件（本件株式移転における株式移転比率を含む。）の公正性が確保されているか
- 本件株式移転に係る株式移転比率のうち前田道路に対応する比率は、前田道路特別委員会が選任した第三者算定機関であるトラスティーズによる株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法および類似公開会社比準法による算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められる。この点、トラスティーズから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法における算定過程に特段不合理な点は見当たらない。

また、前田道路特別委員会は、各社とのやり取りを通じて各社の事業計画の策定過程を確認したほか、トラスティーズによれば、各社の事業計画の内容に著しく不合理な点は見受けられないとのことであり、DCF法による算定の基礎とされた各社の事業計画についても特段不合理な点は見当たらない。以上より、トラスティーズの算定結果には一定の合理性が認められ、本件株式移転に係る株式移転比率は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。

本件株式移転に係る株式移転比率のうち前田道路に対応する比率は、前田道路が選任した第三者算定機関であるS M B C日興証券による株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法による算定レンジの上限を上回り、類似上場会社比較法による算定レンジの中央値に位置し、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められ、当該算定結果に照らしても合理的な水準にあると評価できる。なお、トラスティーズとS M B C日興証券の各算定結果には一定の差異が存するが、トラスティーズによれば、類似上場会社の選定の差や、DCF法における割引率の考え方、継続価値算定におけるExitマルチプル法の採否等に起因するものであるが、いずれも実務上は採り得るものであるとのことである。

本件株式移転に係る株式移転比率について、前田道路の株式に付されたプレミアムは、上場会社間の共同株式移転や株式交換等の他社事例におけるプレミアム水準に照らしても、一定の合理性のある水準にあると評価することができる。

前田道路特別委員会は、2021年2月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転に係る株式移転比率について、前田道路の少数株主にとって財務的見地から見て妥当であると判断する旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得している。

本件経営統合に係る基本合意書のドラフトによれば、株式移転比率以外の条件として、前田道路の少数株主にとって不利益な合意内容は特に見受けられない。

下記（iii）のとおり、本件経営統合においては、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、株式移転比率を含む本件経営統合の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、株式移転比率を含む本件経営統合の条件には公正性が確保されていると考えられる。

- （iii）本件経営統合において、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされているか

前田道路は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から前田道路特別委員会を設置している。前田道路特別委員会は、株式移転比率を含む本件経営統合の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、前田道路が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを前田道路のアドバイザー等として承認し、さらに、前田道路特別委員会独自の第三者算定機関としてトラスティズを選任した上で、所定の株式移転比率算定書を取得したほか、フェアネス・オピニオンを取得し、本件経営統合の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、前田道路は、独立したリーガル・アドバイザーから本件経営統合の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定の株式移転比率算定書を取得している。

前田道路は、上記の検討体制のもと、前田道路特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、当社との間で実質的な交渉を行っており、交渉過程に関して、前田道路の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。

前田道路取締役のうち当社の出身者や過去に当社の役員を務めていた者は、前田道路の立場で本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加していないとのことであり、また、前田道路取締役会において予定されている本件経営統合に関する議案の採決方法についても不合理な点は認められず、その他、本件経営統合に係る協議、検討および交渉の過程で、本件経営統合に特別な利害関係を有する者が前田道路側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、前田道路取締役会は、前田道路特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、前田道路特別委員会の判断内容を最大限尊重することを決議しており、前田道路特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。

本件経営統合の基本合意書に係るプレスリリースにおいては、前田道路特別委員会に関する情報、株式移転比率の算定結果の内容に関する情報、その他本件経営統合の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合においては、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本件経営統合は前田道路の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本件経営統合は、前田道路の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

II. 前田道路特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得およびフェアネス・オピニオンの取得

前田道路特別委員会は、前田道路諮問事項の検討に際し、3社から独立した第三者算定機関として、トラスティーズに対し、株式移転比率の算定を依頼するとともに、株式移転比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。トラスティーズは、3社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して重要な利害関係を有しておりません。

トラスティーズは、3社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を、3社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	前田道路	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.17	0.48～0.54
②	類似公開会社比準法	0.61～1.52	0.37～1.10
③	DCF法	1.33～2.48	0.48～0.88

市場株価法では、当社および前田道路については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、前田製作所については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

トラスティーズは、株式移転比率の算定に際して、3社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。

また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定に依頼も行っていません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、前田道路特別委員会は、2021年2月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転における前田道路に対する株式移転比率である2.28は、前田道路の少数株主にとって財務的見地から見て妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しています。

（注）本フェアネス・オピニオンは、その作成日現在の経済状況および資本市場ならびにその他の状況を前提にその作成日までにトラスティーズが入手している情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化が、本フェアネス・オピニオンの意見に影響を与える場合であっても、トラスティーズは、本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更または補足する義務を負っていません。

本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転実行の是非および本件株式移転に関するその他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、各社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転に関する前田道路特別委員会の判断の基礎資料としてトラスティーズより提供されたものであり、その他の目的に利用されることは意図されていません。

Ⅲ. 前田道路における利害関係を有しない取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

前田道路の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏および西川博隆氏は当社の出身者であることならびに渡邊顯氏は過去に当社の社外取締役を務めていたことに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、2021年2月24日開催の前田道路の取締役会における3社間において同日付で締結した本件経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結の議案は、前田道路の取締役10名のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏を除く6名の取締役において審議し、その全員の賛成により決議を行っております。

なお、前田道路の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、前田道路の立場において本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加していません。

また、前田道路の上記取締役会においては、前田道路の監査役の全員が本件経営統合に関する本基本合意書の締結に異議がない旨の意見を述べております。

B) 前田製作所

I. 前田製作所における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

前田製作所は、前田製作所および前田道路が当社の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、前田製作所における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2021年1月27日開催の前田製作所取締役会において、本件株式移転の取引条件の公正性を担保するとともに、本件株式移転に関する意思決定の恣意性を排除し、前田製作所の意思決定過程の公正性、透明性および客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、3社および本件株式移転の成否から独立した高橋聖明氏（前田製作所独立社外取締役、弁護士、高橋法律事務所）、渡邊千尋氏（前田製作所独立社外監査役）および笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所）の3名によって構成される特別委員会（以下「前田製作所特別委員会」といいます。）を設置することを決議いたしました。なお、前田製作所特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、前田製作所特別委員会の委員長として高橋聖明氏を選定しております。前田製作所特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

そして、前田製作所は、上記取締役会決議に基づき、前田製作所特別委員会に対し、(a) 本件株式移転の是非（本件株式移転が前田製作所の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b) 本件株式移転の取引条件の妥当性、(c) 本件株式移転における手続の公正性、および(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえ、前田製作所取締役会が本件株式移転の実施を決定することが前田製作所の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「前田製作所諮問事項」と総称します。）について諮問し、これらの点についての答申書を前田製作所に提出することを委嘱いたしました。また、併せて、前田製作所取締役会は、本件株式移転の実施を決定するに際しては、前田製作所特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、前田製作所特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとするを決議するとともに、前田製作所特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を前田製作所取締役会および担当役員に対して求める権限、本件株式移転の取引条件の公正性が確保されるよう、本件株式移転の取引条件の交渉に際して、事前に方針を確認し、適時に報告を受け、必要に応じて意見を述べたり、要請等を行う権限、および、前田製作所特別委員会が必要と認める場合には、前田製作所取締役会が本件株式移転のために選定した者とは異なる財務アドバイザーやリーガル・アドバイザーから助言を受ける権限を付与することを決議しております。

上記の前田製作所取締役会においては、前田製作所の取締役7名のうち、加藤保雄氏は過去に当社の従業員であったこと、田原悟氏は当社の従業員を兼務していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、これらの2氏および一身上の都合により欠席した高橋聖明氏を除く、4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。なお、高橋聖明氏は一身上の都合により上記の前田製作所取締役会を欠席し審議および決議に参加しておりませんが、同氏より、上記の前田製作所取締役会に先立ち、前田製作所特別委員会を設置する旨について、賛同する旨を確認しております。なお、前田製作所の監査役4名のうち田嶋良二氏および飯塚茂氏については、過去に当社の従業員であったことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、上記審議には参加しておりません。

前田製作所特別委員会は、2021年1月28日から2021年2月22日まで合計6回（合計約9.5時間にわたって）開催されたほか、各会日間においても電子メール等を通じて報告・情報共有・審議および意思決定を行う等して、前田製作所諮問事項について、慎重に検討および協議を行いました。

具体的には、まず、第1回の前田製作所特別委員会において、前田製作所から、本件株式移転の検討に至るまでの経緯等を含む、本件株式移転の概要について説明を受け、質疑応答を行いました。そして、前田製作所の第三者算定機関である山田コンサル、財務アドバイザーであるみずほ証券および法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所について、それぞれ、独立性および専門性に問題がないことを確認の上、前田製作所特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

その上で、前田製作所特別委員会は、当社から、本件株式移転の提案に至った経緯・目的、本件株式移転によるシナジー効果、本件持株会社の組織体制やガバナンス体制の考え方等について、説明を受け、質疑応答を行いました。また、前田製作所から、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、前田製作所の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解、前田製作所の事業計画の作成経緯およびその内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。更に、前田道路に対して、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、前田道路の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解等について、質問を行い、書面により回答を受けました。山田コンサルからは、山田コンサルが実施した株式移転比率の算定に係る算定方法、前提条件、各算定方法による算定の内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。

前田製作所特別委員会は、前田製作所が当社から株式移転比率の提案を受領する都度、前田製作所と当社および前田道路との間における本件株式移転に係る協議・交渉の経緯および内容等についての報告を随時受け、その対応方針等を協議してまいりました。

そして、みずほ証券から受けた近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムに関する分析を含む財務的見地からの助言も踏まえて、その内容を審議・検討した上で、意見を述べるなどして、前田製作所特別委員会は、当社および前田道路との交渉過程に実質的に関与しております。

また、前田製作所特別委員会は、複数回、3社が公表予定のプレスリリースのドラフトについて説明を受け、西村あさひ法律事務所の助言を受けつつ、前田製作所の株主に対して本件株式移転に関する充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

前田製作所特別委員会は、このような経緯の下で、前田製作所諮問事項について慎重に協議および検討した結果、2021年2月22日に、前田製作所の取締役会に対し、大要以下の答申書を提出いたしました。

(i) 本件株式移転の是非（本件株式移転が前田製作所の企業価値の向上に資するかを含む。）

前田製作所および当社がおかれた事業環境を踏まえると、前田製作所の主力事業である建設機械関連事業や産業・鉄構機械関連事業は、いずれも建設関連事業であり、我が国の今後の建設関連投資の縮小が予想される以上、当社が提案する「総合インフラサービス企業グループ」のメンバーとして、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野において協業することは合理的であり、本件取引の実行が前田製作所にとって新たな収益基盤の獲得につながる可能性があるものと考えられる。また、前田製作所は当社の連結子会社であるが、親子上場会社ということもあって相互に経営の独立性を維持しており、前田製作所の事業が当社との取引に依存しないようにする傾向があるが、持株会社化による経営統合によって取引範囲の拡大や取引額の拡大も期待できると考えられる。

また、当社が掲げる本件株式移転の実行により想定される具体的効果（(a)総合インフラサービス企業として国内外での地位（ブランド）確立、(b)外部格付け向上によるグループ金融のメリットの追求（資本コストの低減）、(c)異業種を含めたM&Aの加速、(d)DX、R&Dの共同取り組み、(e)間接部門のシェアード化による生産性の向上、(f)法的リスクの軽減、(g)ガバナンスの強化（指名委員会等設置会社への移行、親子上場の解消等）、(h)人材の採用・育成の強化等）についても、それぞれ、その実現が期待できるものと考えられる。また、前田製作所の株式のJASDAQ市場における流動性が低いことに鑑みると、前田製作所の株式の非上場化によるデメリットは大きくないと考えられる。

以上より、本件株式移転は、前田製作所の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できる。

(ii) 本件株式移転の取引条件の妥当性について

前田製作所特別委員会は、前田製作所の第三者算定機関である山田コンサルより、株式移転比率の算定方法および算定プロセスならびに株式移転比率の算定基礎となる3社の一株当たり価値算定に関する考察過程について説明を受けるとともに、書面による質疑応答を行った。その結果、上記算定方法および算定プロセスならびに考察過程に不合理な点は見当たらず、山田コンサル作成の株式移転比率算定書に依拠することが出来ると評価した。そして、本件株式移転における株式移転比率は、当社を1.00とした場合、前田製作所を0.58とするものであるところ、山田コンサル作成の株式移転比率算定書の算定結果のレンジ内に含まれていることが認められる。また、本件株式移転における株式移転比率は、前田製作所の株式に関して、(a)近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムと比較して遜色のない水準のプレミアムが付されていると評価できること、(b)山田コンサル作成の株式移転比率算定書における市場株価法およびDCF法の何れの手法を採用した場合であっても、株式移転比率の算定結果のレンジの上限に近い水準に位置していることが認められる。

加えて、前田製作所より共有を受け確認した基本合意書のドラフトについて、本件株式移転に係るその他の取引条件について、他の類似事例と比較して、前田製作所の少数株主に不利益となる事情は認められない。

以上より、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられる。

(iii) 本件株式移転における手続の公正性

前田製作所は、前田製作所および前田道路が当社の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、前田製作所における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、前田製作所特別委員会を設置している。そして、前田製作所特別委員会は、(a)前田製作所が当社から株式移転比率の初期的な提案を受ける前に速やかに設置されており、取引条件の形成過程の初期段階から前田製作所特別委員会が前田製作所と当社および前田道路との間の交渉に関与する状態が確保されていたこと、(b)その委員がそれぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること、(c)その設置の判断、権限と職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、前田製作所の独立社外取締役および独立社外監査役が実質的に関与する形で行われる体制が確保されていたこと、(d)当社より株式移転比率の初期的な提案を受けてから前田製作所が最終的な提案を応諾するに至るまで、複数回にわたり前田製作所との間で協議を行い前田製作所に意見を述べ、指示や要請をするなどして、当社および前田道路との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたこと、

(e) 前田製作所が選定した外部アドバイザーに関してそれぞれ独立性および専門性に問題がないことを確認の上、必要に応じて専門的助言を受けていること、(f) 本件株式移転の当事者に対して直接インタビューまたは書面による質問を実施するとともに、基本合意書のドラフトや公表予定のプレスリリースのドラフト等、非公開情報を含めた重要な情報を入手し、これによって得られた情報を合わせて本件株式移転の検討を行う体制を確保していること、(g) その委員に対して、それぞれ職務の対価として、本件株式移転の成否または答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされていること、(h) 前田製作所の取締役会において、本件株式移転の実施を決定するに際しては、前田製作所特別委員会の答申内容を最大限尊重することおよび前田製作所特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとすることを決議していること、ならびに、(i) 前田製作所の取締役のうち答申書作成日現在または過去に当社の従業員であった取締役2名が関与しない形で本件株式移転の検討・交渉を行うとともに、当該取締役2名および監査役のうち過去に当社の従業員であった2名については本件株式移転に関する取締役会の審議および決議には参加させていないことなどから、独立性を有するとともに有効に機能していることが認められる。

前田製作所は、前田製作所、当社および前田道路から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本件株式移転に関する諸手続を含む前田製作所の取締役会の意思決定の方法および過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。また、前田製作所、当社および前田道路から独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、2021年2月22日付で株式移転比率算定書を取得している。加えて、前田製作所、当社および前田道路から独立した財務アドバイザーとしてみずほ証券を選定し、助言を得ている。

本件株式移転においては、いわゆる積極的なマーケット・チェックを実施していないとのことであるが、当社が第三者に対して保有する前田製作所株式を売却する意向はないと考えられ、真摯な対抗提案がされることは期待できないため、積極的なマーケット・チェックをする意義に乏しいと認められる。また、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定・公表する予定はないとのことであるが、当該条件を設定することは本件株式移転の成立を不安定なものとし、ひいては本件株式移転に賛同する前田製作所の少数株主の利益に資さない可能性があり、また、前田製作所において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、当該条件が設定されていないことが直ちに本件株式移転の手続の公正性を損なわせるものとはいえない。

前田製作所特別委員会に関する情報、株式移転比率算定書に関する情報およびその他の情報は、一般株主に対してプレスリリースを通じて十分に開示されることが予定されていると認められる。

以上より、本件株式移転の手続の公正性は確保されていると考えられる。

(iv) 前田製作所の取締役会が本件株式移転の実施を決定することが前田製作所の少数株主にとって不利益なものでないかについて

以上のとおり、本件株式移転は前田製作所の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できること、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられること、および、本件株式移転における手続の公正性は確保されていると考えられること、また、その他の点についても、特別委員会において、本件株式移転による経営統合が前田製作所の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、前田製作所の取締役会が、本件株式移転の実施を決定することは、前田製作所の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. 前田製作所における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

前田製作所は、2021年2月24日開催の取締役会において、審議および決議に参加した前田製作所の取締役（加藤保雄氏および田原悟氏を除く取締役5名）の全員一致で、本基本合意書を締結する旨の決議を行いました。なお、上記 I における前田製作所特別委員会の設置に関する決議と同様、取締役である加藤保雄氏および田原悟氏は、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、前田製作所の立場において当社および前田道路との協議および交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、前田製作所の監査役（田嶋良二氏および飯塚茂氏を除く監査役2名）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、前田製作所の監査役である田嶋良二氏および飯塚茂氏は、上記 I における前田製作所特別委員会の設置に関する決議と同様、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、前田製作所の立場において当社および前田道路との協議および交渉にも一切参加しておりません。

(2) 本件持株会社の資本金および準備金等に関する事項

本件持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

- ① 資本金の額 20,000,000,000円
- ② 資本準備金の額 5,000,000,000円
- ③ 利益準備金の額 0円

これら資本金および準備金の額は、本件持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、3社との間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しています。

(3) 自己株式および3社に割り当てられる本件持株会社の株式の取り扱い

3社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、各社の自己株式につき本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記(1)①記載の新株式数は変動することがあります。

本件株式移転に際し、当社が保有する前田道路株式(2021年3月31日現在42,271,300株)および前田製作所株式(2021年3月31日現在7,115,000株)ならびに前田道路が保有する当社株式(2021年3月31日現在3,877,599株)および前田製作所株式(2021年3月31日現在345,000株)に対しては、株式移転比率に応じて、本件持株会社の株式が割り当てられる結果、当社および前田道路は完全親会社である本件持株会社の株式を保有することとなりますが、当該本件持株会社の株式については、本件株式移転効力発生日以降、本件持株会社への現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

なお、当該処分によって本件持株会社が保有することになる本件持株会社の自己株式については、原則として消却することを予定しております。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 他の株式移転完全子会社(前田道路および前田製作所)についての次に掲げる事項

- ① 最終事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る計算書類等の内容
前田道路および前田製作所の2021年3月期に係る計算書類等の内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.maeda.co.jp/>)に掲載しております。
- ② 他の株式移転完全子会社(前田道路および前田製作所)において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
ア 剰余金の配当
前田道路は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田道路の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月25日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり70円の配当を行うことを予定しております。

前田製作所は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田製作所の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月22日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり10円の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

前田道路および前田製作所は、それぞれ、基準時（本件株式移転に際して本件持株会社が3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時をいいます。以下同じです。）において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

(2) 当社についての次に掲げる事項

- ① 当該株式移転完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

ア 剰余金の配当

当社は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月23日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり38円の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

当社は、基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

5. 株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

本件持株会社の取締役となる者は、以下のとおりであります。

2021年2月24日付の「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」において、本件持株会社の取締役は、8名とし、うち4名を社外取締役とする旨お知らせしておりましたが、その後3社で協議を行い、さらなるコーポレートガバナンスの強化を目的に、本件持株会社の取締役は、9名とし、うち5名を社外取締役とすることとなりました。

なお、3社は、持株会社体制への円滑な移行および本経営統合の目的の早期実現に向けた詳細な検討を行うため、3社の代表者3名で構成される暫定統合委員会を設置しておりましたが、本件持株会社の取締役（社外取締役を除きます。）4名、執行役9名および代表執行役等の候補者の選定にあたり、手続の透明性および公正性を担保するため、暫定統合委員会が、3社の独立社外取締役4名および独立社外監査役1名の計5名で構成される指名委員会に対し、当該候補者の選定を委嘱しました。指名委員会は、3社から推薦された者合計22名と面談した上で、選定した候補者を暫定統合委員会に答申しました。当該答申において設立時の取締役（社外取締役を除きます。）として指名を受けた4名からなる正式な統合委員会が発足され、統合委員会が指名委員会からの答申結果を承認することにより、候補者の選定に至っております。

また、社外取締役5名の候補者は、3社から推薦された社外取締役候補者の中から、統合委員会が協議の上で選定いたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の普通株式数 (2) 所有する前田道路の普通株式数 (3) 所有する前田製作所の普通株式数 (4) 割り当てられる本件持株会社の普通株式数
まえ だ そう じ 前 田 操 治 (1967年12月6日生)	1997年4月 当社入社 2000年4月 当社関東（現、東京建築）支店副支店長 2002年6月 当社取締役、常務執行役員 2004年6月 当社専務執行役員 2004年11月 当社建築本部長 2007年1月 当社T P Mプロジェクトリーダー 2008年6月 当社T P M担当、建築事業本部営業推進担当 2009年4月 当社飯田橋再開発P J 担当 2010年1月 当社エネルギー管掌 2011年4月 当社関西支店長 2014年4月 当社営業管掌 2016年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現職）	(1) 119,295株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 119,295株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する当社の普通株式数 (2)所有する前田道路の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
き べ かず なり 岐 部 一 誠 (1961年4月25日生)	1986年4月 当社入社 2007年1月 当社経営管理本部総合企画部長 2009年4月 当社経営管理本部副本部長 2010年1月 当社執行役員、土木事業本部副本部長、経営企画担当 2013年4月 当社事業戦略室長 2014年4月 当社常務執行役員 2016年4月 当社事業戦略本部長 2016年6月 当社取締役（現職） 2020年4月 当社専務執行役員、経営革新本部長（現職） 2020年6月 当社CSR・環境担当（現職） 2021年5月 当社CSV戦略担当、技術・情報統括（現職）	(1) 27,037株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 27,037株
にし かわ ひろ たか 西 川 博 隆 (1953年11月12日生)	2008年6月 当社取締役常務執行役員 2013年5月 当社取締役退任 2013年5月 前田道路顧問 2013年6月 同社取締役、専務執行役員営業本部長 2018年4月 同社取締役、専務執行役員、内部統制管掌 営業本部長 2019年4月 同社取締役、専務執行役員、内部統制管掌 営業本部管掌 2019年6月 同社取締役、専務執行役員、内部統制管掌 営業本部長 2021年4月 同社取締役、会長（現職）	(1) 35,000株 (2) 6,500株 (3) 0株 (4) 49,820株
しお いら まさ あき 塩 入 正 章 (1958年2月5日生)	1981年4月 前田製作所入社 2008年4月 同社執行役員、産業機械本部機械営業部長 2008年10月 同社産業機械本部製造部長兼環境建機グループ部長 2009年4月 同社産業機械本部副本部長兼製造部長 2009年6月 同社取締役 2010年4月 同社常務執行役員 2010年10月 同社産業機械本部副本部長兼製造部長兼企画管理部長 2011年4月 同社産業機械本部副本部長兼産機事業部長 2012年4月 同社産業機械本部長 2013年4月 同社代表取締役社長、執行役員社長（現職）	(1) 0株 (2) 0株 (3) 60,300株 (4) 34,974株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する当社の普通株式数 (2)所有する前田道路の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
はし もと けい いち ろう 橋 本 圭 一 郎 (1951年10月20日生)	1974年4月 株式会社三菱銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入社 2001年6月 同行国際業務部長 2003年6月 三菱自動車工業株式会社取締役執行副社長兼最高財務責任者（CFO） 2005年6月 セガサミーホールディングス株式会社専務取締役 2010年6月 首都高速道路株式会社取締役会長兼社長 2012年10月 株式会社ビットアイル（現、エクイニクス・ジャパン株式会社）監査役 2014年5月 塩屋土地株式会社取締役副社長・COO 2015年6月 株式会社東日本銀行監査役 2016年4月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役（現職） 2019年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事（2021年4月退任） 2020年6月 株式会社ファンケル社外取締役（現職） 2020年6月 前田道路監査役（2021年6月退任予定） 2021年4月 一般社団法人Tアートライフビレッジ代表理事（現職） （重要な兼職の状況） 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役 株式会社ファンケル 社外取締役 一般社団法人Tアートライフビレッジ 代表理事	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する当社の普通株式数 (2)所有する前田道路の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
よね くら せい いち ろう 米倉 誠 一 郎 (1953年5月7日生)	1990年6月 ハーバード大学大学院PhD 1995年4月 一橋大学商学部教授 1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授 (2017年3月まで) 2003年5月 ソニー株式会社グループ戦略研究室コ・プレジデント (2004年3月まで) 2008年4月 一橋大学イノベーション研究センター長 (2012年3月まで) 2012年3月 プレトリア大学日本研究センター所長 (2014年12月まで) 2017年4月 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 (現職) 2020年4月 (社) Creative Response ソーシャル・イノベーション・スクール学長 (現職) (重要な兼職の状況) 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授 (社) Creative Response ソーシャル・イノベーション・スクール 学長	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
もり や こう いち 森 谷 浩 一 (1957年8月13日生)	1981年4月 パイオニア株式会社入社 2013年6月 同社執行役員パイオニア中国HD 董事兼総経理 2015年6月 同社常務執行役員人事・総務・情報システム担当 2017年6月 同社取締役常務執行役員 (人事・総務・情報システム・法務リスク管理・環境・CSR・広報IR・監査担当) 2018年6月 同社代表取締役兼社長執行役員 2020年1月 同社取締役 (現職) 2020年6月 前田道路取締役 (現職) 2020年6月 株式会社廣濟堂社外取締役 (現職) 2021年6月 株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) 社外取締役兼海外需要開拓委員会委員 (就任予定) (重要な兼職の状況) パイオニア株式会社 取締役 株式会社廣濟堂 社外取締役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の普通株式数 (2) 所有する前田道路の普通株式数 (3) 所有する前田製作所の普通株式数 (4) 割り当てられる本件持株会社の普通株式数
むら やま り え 村山利栄 (1960年5月1日生)	1988年11月 CSファーストボストン証券入社 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支社入社 2001年11月 同社マネージングディレクター 2014年4月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事 2016年6月 株式会社レノバ社外取締役 2017年4月 株式会社ComTech代表取締役会長 2017年6月 株式会社カチタス社外取締役 2019年6月 株式会社新生銀行社外取締役 (現職) 2020年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 株式会社新生銀行 社外取締役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
たか ぎ あつし 高木敦 (1967年10月3日生)	1991年4月 株式会社野村総合研究所入社 1997年9月 Morgan Stanley Japan Ltd.入社 2004年12月 同社マネージングディレクター 2015年10月 同社調査統括本部副本部長 2019年11月 株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ代表取締役 (現職) 2020年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ 代表取締役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

(注)

1. 橋本圭一郎氏、米倉誠一郎氏、森谷浩一氏、村山利栄氏および高木敦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。上記各氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。

(1) 橋本圭一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識をもとに、前田道路グループの業務執行の監督や経営全般に助言をいただいておりますが、その幅広い見識から本件持株会社グループの持続的成長、企業価値向上および連携強化に関してさらなる助言をいただくことを期待し、3社は取締役候補者といたしました。

(2) 米倉誠一郎氏は、経営学者としての専門的な知識を有しております。本件持株会社グループの企業価値向上のため、主に幅広い知識と高い見識に基づき本件持株会社の業務執行を監督していただくことを期待し、3社は取締役候補者といたしました。

- (3) 森谷浩一氏は、電機メーカーにおける長年の企業経営における豊富な経験と知見を有しております。本件持株会社グループの企業価値向上のため、主に幅広い知識と高い見識に基づき本件持株会社の業務執行を監督していただくことを期待し、3社は取締役候補者といたしました。
 - (4) 村山利栄氏は、投資銀行における豊富な職務経験および他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から当社の取締役会等において助言・提言を行っております。今後は本件持株会社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、3社は社外取締役候補者といたしました。
 - (5) 高木敦氏は、証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する高い知見およびインフラに関する幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から当社の取締役会等において助言・提言を行っております。今後は本件持株会社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、3社は社外取締役候補者といたしました。
2. 各取締役候補者と3社との間には特別の利害関係はなく、本件持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
 3. 前田操治氏および岐部一誠氏は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在ならびに過去に、本件持株会社の子会社となる当社の業務執行者を務めておりますが、同社における地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
 4. 西川博隆氏は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在ならびに過去に、本件持株会社の子会社となる前田道路の業務執行者を務めておりますが、同社における地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
 5. 塩入正章氏は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在ならびに過去に、本件持株会社の子会社となる前田製作所の業務執行者を務めておりますが、同社における地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
 6. 橋本圭一郎氏、米倉誠一郎氏、森谷浩一氏、村山利栄氏および高木敦氏が本件持株会社の社外取締役に就任した場合、本件持株会社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
 7. 本件持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填する予定です。各取締役候補者が本件持株会社の取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 8. 所有する当社、前田道路または前田製作所の株式数は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在の所有状況（役員持株会を通じて所有する持分株式数を含む。）に基づき記載しており、また、割り当てられる本件持株会社の株式数は、当該所有状況および本件株式移転に係る株式移転比率に基づき作成しております。よって、実際に本件持株会社が設立される日の直前までに、所有する株式数および本件持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

6. 当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

本件持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

名称	EY新日本有限責任監査法人			
主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー			
構成人員		社員	職員	合計
	公認会計士	540名	2,461名	3,001名
	公認会計士試験合格者等	0名	1,179名	1,179名
	その他	10名	1,459名	1,469名
	合計	550名	5,099名	5,649名
				※非常勤は除いています
沿革	1985年10月	太田昭和監査法人設立		
	1986年1月	センチュリー監査法人設立		
	2000年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる		
	2001年7月	新日本監査法人に名称変更		
	2008年7月	有限責任監査法人となり、新日本有限責任監査法人に名称変更		
	2018年7月	EY新日本有限責任監査法人に名称変更		

(注) 3社の各監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の長年にわたる会計監査の実績、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、本件持株会社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の長期化の影響により、多くの社会経済活動において制約を受けるなかで、各種政策の効果による一部持ち直しの動きが見られるものの、総じて厳しい状況が続きました。

建設業界におきましては、関連予算の執行により公共投資は堅調に推移し、設備投資においても持ち直しの動きが見られた一方で、住宅建設はおおむね横ばいで推移し、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況のなかで、当社は、2019年度を初年度とする中期経営計画「Maeda Change 1st Stage'19～'21」を策定し、付加価値生産性向上への基盤を構築する「生産性改革」、新たなステージへの挑戦に向けた「脱請負事業の全社的推進」、新たな企業文化への変革に向けた土台を構築する「体質改善」の3つの重点施策に取り組んできました。

また、本年2月にはグループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所の3社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比39.0%増の6,780億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより463億円余となり、経常利益は456億円余となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、232億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、新たに舗装事業を報告セグメントとしてい
ます。

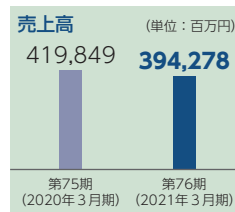
建設事業
(建築事業及び
土木事業)

売上高
394,278百万円
(前期比6.1%減)

当社グループの建設事業の売上高は前期比6.1%減の3,942億円余となり、セグメント利益につきましては、国内建築工事が受注工事の着工時期の影響などで、当期出来高が減少し、土木工事の新型コロナウイルス感染症の影響から発注者協議の遅れ等による工事遅延などが一部の工事でみられたものの大型工事の完成、設計変更の獲得により、前期比6.3%増の294億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は海外工事の受注が減少したものの、国内官公庁工事及び国内民間工事の受注が増加したため、前期比2.5%増の2,452億円余、土木事業は国土交通省、道路リニューアル工事を始めとした国内官公庁工事の受注が増加したため、前期比4.6%増の1,636億円余、受注高合計は前期比3.4%増の4,088億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事35.8%、民間工事64.2%であります。



当社の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	鳥海ダム仮締切 (地中壁) 工事	秋田県
十条駅西口地区市街地再開発組合	十条駅西口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等 新築工事	東京都
J R西日本不動産開発 (株)	(仮称) J R金沢駅西NKビル開発 (オフィス棟) 新築工事 (その2)	石川県
国土交通省近畿地方整備局	大野油坂道路東市布トンネル工事	福井県
オリックス (株)	(仮称) 箕面ロジスティクスセンター新築工事	大阪府

当社の売上高 (完成工事高) につきましては、建築事業が前期比2.8%減の2,143億円余、土木事業が前期比3.4%減の1,486億円余、売上高合計は前期比3.1%減の3,630億円余となりました。これにより手持工事高 (次期繰越高) は前期比7.4%増の6,619億円余となっております。

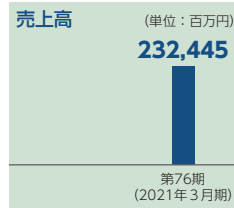
当社の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
岩手県	二級河川鵜住居川筋鵜住居地区河川災害復旧 (23災647号) 水門土木工事	岩手県
住友不動産 (株)	(仮称) 御茶ノ水計画	東京都
(株)フジキカイ	フジキカイ新事業所建設工事	愛知県
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部大阪支社	北陸新幹線、柿原トンネル他	福井県
九州旅客鉄道 (株)、宮崎交通 (株)	アミュプラザみやざき うみ館 (J R宮交ツインビル駅前棟 (仮称) 新築工事)	宮崎県

舗装事業

売上高
232,445百万円

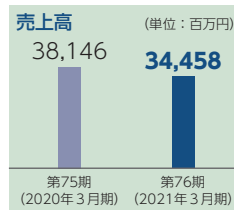
舗装事業は、舗装工事等における建設事業及びアスファルト合材等の製造及び販売に関する事業を中心に展開しており、売上高は2,324億円余となり、セグメント利益は116億円余となりました。



製造事業

売上高
34,458百万円
(前期比9.7%減)

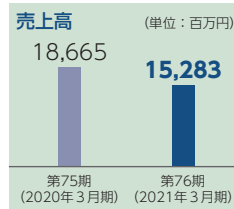
製造事業は、建設機械の製造を中心に展開しており、建設機械関連商品の販売等が堅調に推移したものの、産業機械関連商品の販売等が新型コロナウイルス感染症による国内外の設備投資が控えられた影響で減少したことにより、売上高は前期比9.7%減の344億円余となり、セグメント利益は前期比23.2%減の14億円余となりました。



インフラ運営事業

売上高
15,283百万円
(前期比18.1%減)

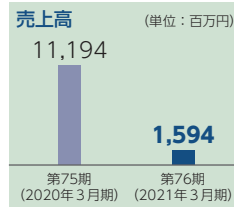
インフラ運営事業は、再生可能エネルギー事業及びコンセッション事業を中心に展開しており、愛知道路コンセッション株式会社において新型コロナウイルス感染症の影響により高速道路料金収入が減少したことにより、売上高は前期比18.1%減の152億円余となり、セグメント利益は前期比18.6%減の32億円余となりました。



その他

売上高
1,594百万円
(前期比85.8%減)

その他の事業は、不動産事業を中心に展開しており、売上高は前期比85.8%減の15億円余となり、セグメント利益は前期比46.0%増の5億円余となりました。



[当社の部門別受注高・売上高及び次期繰越高]

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築事業	321,648	245,209	566,857	214,393	352,464
	土木事業	294,537	163,613	458,151	148,644	309,506
	小 計	616,186	408,822	1,025,009	363,038	661,971
インフラ運営事業	－	1,423	1,423	1,423	－	
不動産事業	301	1,623	1,925	1,624	300	
合 計	616,488	411,869	1,028,357	366,086	662,271	

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中の設備投資の総額は208億円余であります。このうち主なものは、建設機械の取得及び更新であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達につきましては、当社において既存借入金の借換資金として2020年9月に第27回無担保社債（10年債）100億円及び第28回無担保社債（5年債）100億円を発行、2020年10月に長期借入金600億円の長期借入を実施しました。その他、主要取引金融機関と総額300億円のコミットメントラインを締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策など、各種政策の効果により、持ち直しの兆しが見られますが、引き続き感染状況を注視し、雇用や所得環境など、社会経済活動に与える影響を十分注意していく必要があります。

建設業界におきましては、関連予算の執行による公共投資の底堅い推移が期待されます。企業の設備投資につきましては、不透明な部分があるものの、機械投資を中心に一層の持ち直しが期待されており、住宅建設につきましては、当面、横ばいで推移していくものと予想されます。

このような状況のなかで、当社は、昨年度に次の100年を見据えて今後の10年を「NEXT10」とし、請負と脱請負の融合による「総合インフラサービス企業」への転換、あわせてその実現による「あらゆるステークホルダーから信頼を獲得する企業」の目標達成のため、今後も全社一丸となって取り組みを進めます。

また、当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の3社にて、持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えております。

今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に3社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源の更なる強化をグループ全体として進めていく所存であります。

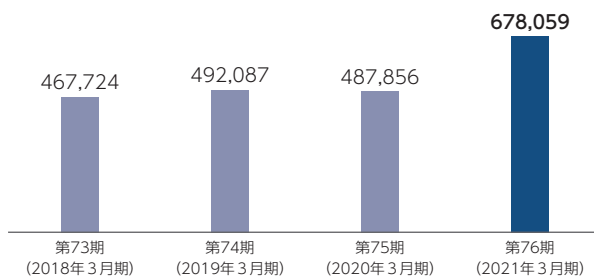
2. 財産及び損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当 期)
売上高	(百万円)	467,724	492,087	487,856	678,059
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	23,057	23,952	14,342	23,275
1株当たり当期純利益	(円)	121.35	126.14	77.24	125.27
総資産	(百万円)	681,769	717,630	920,786	928,889
純資産	(百万円)	234,390	252,582	343,589	367,527

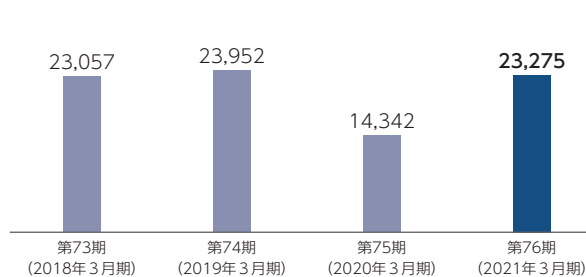
売上高

(単位：百万円)



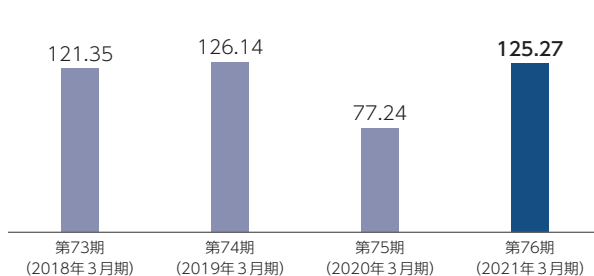
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



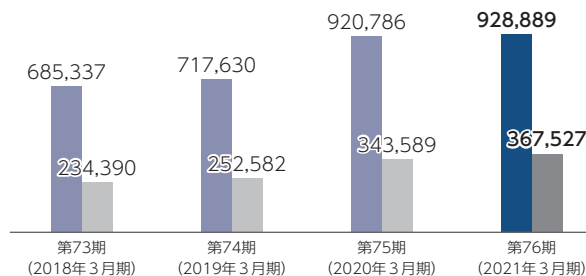
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当期)
受注高	(百万円)	373,830	428,091	408,546	411,869
売上高	(百万円)	374,232	401,273	387,266	366,086
当期純利益	(百万円)	19,035	20,424	21,359	36,247
1株当たり当期純利益	(円)	96.23	103.31	110.36	187.33
総資産	(百万円)	411,323	455,733	519,616	555,436
純資産	(百万円)	173,618	190,072	187,749	233,276

3. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
前田道路株式会社	百万円 19,350	% 51.33	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、アスファルト乳剤等 の製造及び販売に関する事業
株式会社前田製作所	百万円 3,160	47.74	建設機械の製造、販売、レンタル
愛知道路コンセッション株式会社	百万円 480	50.00	道路の維持管理、運営業務
匿名組合愛知道路コンセッション	百万円 -	-	同上
株式会社JM	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、 改装
フジミ工研株式会社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販 売
株式会社エフビーエス	百万円 100	75.00	建築物のリニューアル及びビルメンテナ ンス、地盤改良、各種のボーリングに関 する工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千パー ツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、設計、コンサル 業務
匿名組合五葉山太陽光発電	百万円 -	-	太陽光発電事業
匿名組合美祢太陽光発電	百万円 -	-	太陽光発電事業
匿名組合八峰風力開発	百万円 -	-	風力発電事業

(注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社は、2020年6月26日を効力発生日として、前田総合インフラ株式会社を吸収合併いたしました。

4. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、舗装事業、製造事業、インフラ運営事業及びそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者〔（特-29）第2655号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者〔（10）第41021号〕として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等（2021年3月31日現在）

(1) 当社

本 店： 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
光が丘本社（東京都練馬区）

支 店： 北海道支店（札幌市） 中部支店（名古屋市）
 東北支店（仙台市） 関西支店（大阪市）
 関東支店（さいたま市） 中国支店（広島市）
 東京建築支店（東京都千代田区） 四国支店（高松市）
 東京土木支店（東京都千代田区） 九州支店（福岡市）
 北陸支店（富山市） 沖縄支店（那覇市）

出張所： 香港（香港）、バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、
 米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所： ハノイ（ベトナム）

技術研究所： I C I 総合センター（取手市）

(2) 主要な子会社

前田道路株式会社（東京都品川区）
株式会社前田製作所（長野県長野市）
愛知道路コンセッション株式会社（愛知県半田市）
匿名組合愛知道路コンセッション（愛知県半田市）
株式会社JM（東京都千代田区）
フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）
株式会社エフビーエス（東京都中央区）
Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）
匿名組合五葉山太陽光発電（岩手県大船渡市）
匿名組合美祢太陽光発電（山口県美祢市）
匿名組合八峰風力開発（秋田県山本郡八峰町）

6. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
建築事業	2,231	20
土木事業	1,273	△5
舗装事業	2,554	2,554
製造事業	640	2
インフラ運営事業	113	7
その他	15	△2,215
全社（共通）	103	21
合計	6,929	384

（注）当連結会計年度より連結子会社である前田道路株式会社の従業員数については、事業区分をその他から舗装事業に変更しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,220	59	43.2	17.4

7. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	37,225
株式会社三井住友銀行	37,191

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所は、2021年2月24日付の「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、同日、基本合意書を締結いたしました。また、2021年5月14日開催予定の3社の取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画の作成を予定しております。この共同持株会社設立に関して、2021年6月23日開催予定の当社第76回定時株主総会において、共同株式移転による共同持株会社設立に関する議案を付議する予定であります。

II. 会社の状況

1. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	635,500,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式を含む）	194,608,482株
(3) 株主数	8,913名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数 千株	持株比率 %
光が丘興産株式会社	24,311	12.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,510	6.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,304	3.24
住友不動産株式会社	5,885	3.03
株式会社みずほ銀行	5,100	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,677	2.41
J P MORGAN CHASE BANK 385632	4,329	2.23
株式会社三井住友銀行	4,150	2.13
前田道路株式会社	3,877	1.99
前田建設工業社員持株会	3,234	1.66

(注) 持株比率は自己株式（146,223株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役位	株式数 株	交付対象者数 名
取締役（社外取締役除く）	52,821	7
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田 操 治	執行役員社長
代表取締役	中西 隆 夫	専務執行役員、土木事業本部長
取締役	関本 昌 吾	専務執行役員、営業企画担当
取締役	近藤 清 一	専務執行役員、監査統括
取締役	岐部 一 誠	専務執行役員、CSR・環境担当、経営革新本部長
取締役	大川 尚 哉	専務執行役員、CSV戦略担当、技術・情報統括、 経営革新本部 副本部長 (技術・DX担当)、 建築事業本部 副本部長 (技術担当)、 土木事業本部 副本部長 (技術担当)
取締役	幡 鎌 裕 二	専務執行役員、建築事業本部長
取締役	土橋 昭 夫	キャノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役
取締役	幕田 英 雄	長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士 日本原子力研究開発機構契約監視委員会 委員 株式会社ダイセル 社外監査役 富士通株式会社 社外監査役
取締役	村山 利 栄	株式会社新生銀行 社外取締役
取締役	高木 敦	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ 代表取締役
常勤監査役	伊藤 雅 規	
常勤監査役	大嶋 義 隆	
常勤監査役	小笠原 四 郎	
監査役	佐藤 元 宏	公認会計士佐藤元宏事務所 所長 株式会社不二家 社外監査役 ウェルネット株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	篠 連	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 高島株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び高木敦の4氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊藤雅規氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績並びに財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役土橋昭夫、取締役幕田英雄、取締役村山利栄、取締役高木敦、常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の7氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	土橋 昭夫	当事業年度において21回開催された取締役会のうち20回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員長として、当事業年度において5回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における議案審議を主導致しました。
取締役	幕田 英雄	当事業年度において21回開催された取締役会のすべてに出席し、弁護士として専門的見地並びに経営に関する高い見識から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、当事業年度において5回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取締役	村山 利栄	2020年6月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、投資銀行における豊富な職務経験と、他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、就任以降に開催された委員会3回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取締役	高木 敦	2020年6月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、証券会社におけるアナリストとしての金融・財務に関する高い知見と建設業に関する幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では、委員として、就任以降に開催された委員会3回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。

監査役	伊藤雅規	当事業年度において21回開催された取締役会及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化及び監査環境の改善を図る提言を行っております。また、報酬委員会では委員として、当事業年度において2回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
監査役	佐藤元宏	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会に12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。
監査役	篠連	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜意見を述べ、当社グループ全体の業務の適正性を確保する提言を行っております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与 (業績連動)	株式報酬 (業績連動)	株式報酬 (譲渡制限)	
取締役 (社外取締役を除く)	557	325	130	64	37	11
社外取締役	53	53	-	-	-	4
計	610	379	130	64	37	15
監査役 (社外監査役を除く)	39	39	-	-	-	2
社外監査役	36	36	-	-	-	3
計	76	76	-	-	-	5

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において年額650百万円以内（うち社外取締役分年額80百万円以内）と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額57百万円以内、業績連動型株式報酬額として年額114百万円以内と決議いただいております。当決議に係る役員の員数は取締役10名（社外取締役は含まない。）であります。
2. 監査役報酬限度額は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の賞与（業績連動）の総額は、当事業年度における役員賞与と引当金繰入額であり、株式報酬（業績連動）及び株式報酬（譲渡制限）の総額は、業績連動型株式報酬（株式給付信託）及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

②業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬等かつ金銭報酬である賞与、業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である業績連動型株式報酬及び非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、業績連動報酬であり、基本報酬：賞与＝75％：25％の割合で求めた額を計画値とし、0％～25％（基準値）～50％の範囲で業績指標の達成度に応じた額の金銭を支給します。賞与に係る業績指標は、連結計算書類に基づき算定された当期純利益と付加価値額です。当期純利益を業績指標とした理由は、経営に携わる立場の者全てが意識する必要があるためです。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、目標10,000百万円以上で、実績は23,200百万円です。また、付加価値額を業績指標とした理由並びにその目標及び実績は、下記ア．と同様です。

業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすること及び株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）にあらかじめ定めた割合（20％）を乗じた金額を基準として、第75期事業年度から第77期事業年度までの各事業年度及び当該3事業年度に対応する中期経営計画期間における業績達成度等に応じて各業務執行取締役にポイントを付与し、そのポイントに基づいて当社株式及び金銭を交付します。

業績連動型株式報酬に係る業績指標は付加価値額達成率及びインデックス対比株価成長率であり、これらを業績指標とした理由並びにこれらの目標及び実績は以下のとおりです。

ア．付加価値額は、以下の算式により定まる額とし、付加価値額達成率は、実績値を目標値で除して算出します（小数点以下第一位を四捨五入）。

付加価値額を業績指標とした理由は、当社中長期経営計画（NEXT10）の指標であるためです。

（付加価値額の算式）

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

(付加価値額の目標値及び実績値)

期間	目標値	実績値
第75期 (2020年3月期)	863億円	896億円
第76期 (2021年3月期)	873億円	1,303億円
第77期 (2022年3月期)	939億円	—
2020年3月期から 2022年3月期まで	2,675億円	—

イ. インデックス対比株価成長率は以下の算式により算出します (小数点以下第一位を四捨五入)。

インデックス対比株価成長率 = 当社株価上昇率 ÷ 東証業種別株価指数上昇率 (建設業)

インデックス対比株価成長率を業績指標とした理由は、投資家目線を意識し、当社経営陣に株価上昇によるインセンティブを与えるためです。

(インデックス対比株価成長率)

期間	当社株価上昇率	東証業種別株価指数 上昇率 (建設業)
第75期 (2020年3月期)	87.8%	96.0%
第76期 (2021年3月期)	96.8%	101.1%
第77期 (2022年3月期)	—	—
2020年3月期から 2022年3月期まで	—	—

(注) 1. 東証業種別株価指数上昇率 (建設業) の算定方法

毎年1月から3月における3ヶ月間の東証業種別株価指数 (建設業) を、その前年の1月から3月における3ヶ月間の東証業種別株価指数 (建設業) で除した率

2. 当社株価上昇率の算定方法

毎年1月から3月における3ヶ月間の平均株価をその前年の1月から3月における3ヶ月間の平均株価で除した率

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額にあらかじめ定めた割合（10%）を乗じた金額を基準として、当社の株式を交付しております。

当該株式報酬には3年の譲渡制限期間が設定されており、その交付状況はⅡ. 1. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載したとおりです。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支払うこととしております。各報酬について、報酬委員会の答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、以下のとおり決定します。

- a. 基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位を基礎として各取締役の経営・管理能力、業績・成果の評価、経歴等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- b. 賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映して、毎年一定の時期に支給する。
- c. 業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性の明確化及び株主との一層の価値共有の促進を目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）の一定割合に、業績達成度等を勘案して、中期経営計画期間の満了後に当社株式及び金銭を交付する。
- d. 譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額（年額）に一定割合を乗じた金額を基準として、毎年一定の時期に当社株式を交付する。

取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬の種別毎に、以下のプロセスにて決定します。

- a. 基本報酬、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会は、個人別の報酬内容につき報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役個人別の報酬内容を決議する。
- b. 賞与については、担当する業務執行ごとの業績に鑑み、代表取締役社長が代表取締役社長を除く業務執行取締役の評価を行ったうえで、取締役会が代表取締役社長を含む全業務執行取締役の評価について、報酬委員会に諮問する。取締役会は、報酬委員会からの答申結果をもとに、取締役個人別の報酬額を決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、以前に報酬委員会において定めた取締役の報酬に関する決定の方針に基本的に沿っており、また、2021年2月24日に定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は当該方針から特段の変更を加えていないため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年7月6日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を経ております。

なお、この取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定プロセスは、上記③に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定後は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	89
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、前田道路株式会社及びThai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外事業所における税務申告業務等であり
ます。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の当該事業年度に係る監査計画の内容（監査対象部署、監査時間等）、報酬単価及び報酬等の額を検討した結果、相当であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第76期 2021年3月31日現在	科目	第76期 2021年3月31日現在
(資産の部)	(928,889)	(負債の部)	(561,361)
流動資産	433,190	流動負債	267,118
現金預金	100,687	電子記録債務	7,837
受取手形・完成工事未収入金等	263,430	工事未払金等	109,917
有価証券	30	短期借入金	18,315
販売用不動産	2,371	1年内返済予定のノンリコース借入金	1,381
商品及び製品	1,597	1年内償還予定の社債	5,000
未成工事支出金	18,729	未払金	11,088
材料貯蔵品	2,602	未払法人税等	11,957
その他	43,895	未成工事受入金	36,961
貸倒引当金	△153	修繕引当金	300
固定資産	495,519	賞与引当金	7,874
有形固定資産	165,558	役員賞与引当金	266
建物・構築物	40,977	完成工事補償引当金	1,221
機械・運搬具・工具・器具備品	39,880	工事損失引当金	629
土地	82,458	公共施設等運営権に係る負債	4,501
リース資産	794	公共施設等運営事業の更新投資に係る負債	4,819
建設仮勘定	1,447	その他	45,045
無形固定資産	180,603	固定負債	294,242
公共施設等運営権	114,424	社債	45,000
公共施設等運営事業の更新投資に係る資産	23,845	ノンリコース社債	20
のれん	26,639	長期借入金	64,165
その他	15,693	ノンリコース借入金	15,864
投資その他の資産	149,357	繰延税金負債	18,481
投資有価証券	131,063	退職給付に係る負債	16,579
長期貸付金	2,562	株式給付引当金	228
破産更生債権等	232	債務保証損失引当金	212
繰延税金資産	745	独占禁止法関連損失引当金	64
退職給付に係る資産	10,345	公共施設等運営権に係る負債	108,398
その他	6,082	公共施設等運営事業の更新投資に係る負債	20,833
貸倒引当金	△1,674	その他	4,394
繰延資産	179	(純資産の部)	(367,527)
資産合計	928,889	株主資本	241,706
		資本金	28,463
		資本剰余金	37,549
		利益剰余金	178,526
		自己株式	△2,833
		その他の包括利益累計額	28,317
		その他有価証券評価差額金	29,218
		繰延ヘッジ損益	△19
		為替換算調整勘定	2
		退職給付に係る調整累計額	△883
		非支配株主持分	97,504
		負債純資産合計	928,889

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	394,278	
その他の事業売上高	283,780	678,059
売上原価		
完成工事原価	339,979	
その他の事業売上原価	241,322	581,302
売上総利益		
完成工事総利益	54,298	
その他の事業総利益	42,458	96,757
販売費及び一般管理費		50,413
営業利益		46,343
営業外収益		
受取利息配当金	2,168	
為替差益	214	
持分法による投資利益	1,096	
その他	429	3,909
営業外費用		
支払利息	2,613	
シンジケートローン手数料	601	
その他	1,373	4,587
経常利益		45,665
特別利益		
固定資産売却益	127	
投資有価証券売却益	4,403	
その他	70	4,602
特別損失		
固定資産除却損	661	
投資有価証券売却損	274	
投資有価証券評価損	313	
減損損失	205	
その他	260	1,715
税金等調整前当期純利益		48,551
法人税、住民税及び事業税	19,282	
法人税等調整額	△2,820	16,462
当期純利益		32,089
非支配株主に帰属する当期純利益		8,814
親会社株主に帰属する当期純利益		23,275

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理 ④
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飴谷 健洋 ④
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第76期 2021年3月31日現在	科目	第76期 2021年3月31日現在
(資産の部)	(555,436)	(負債の部)	(322,159)
流動資産	285,342	流動負債	194,641
現金預金	34,345	電子記録債務	7,933
受取手形	6,680	工事未払金	72,266
完成工事未収入金	192,459	短期借入金	14,280
販売用不動産	2,371	1年内償還予定の社債	5,000
未成工事支出金	11,404	未払金	4,117
短期貸付金	616	未払法人税等	6,660
工事関係立替金	16,570	未成工事受入金	30,850
その他	20,994	預り金	41,973
貸倒引当金	△99	修繕引当金	300
		賞与引当金	3,629
		役員賞与引当金	130
固定資産	270,093	完成工事補償引当金	1,085
有形固定資産	46,845	工事損失引当金	406
建物・構築物	20,858	従業員預り金	5,591
機械・運搬具	3,307	その他	416
工具・器具備品	987	固定負債	127,518
土地	20,525	社債	45,000
リース資産	138	長期借入金	62,711
建設仮勘定	1,027	繰延税金負債	8,489
無形固定資産	7,504	退職給付引当金	8,725
ソフトウェア	3,414	株式給付引当金	228
その他	4,090	債務保証損失引当金	212
投資その他の資産	215,743	その他	2,152
投資有価証券	93,578	(純資産の部)	(233,276)
関係会社株式	117,822	株主資本	205,591
長期貸付金	164	資本金	28,463
破産更生債権等	214	資本剰余金	36,587
長期前払費用	112	資本準備金	36,587
前払年金費用	1,139	利益剰余金	141,340
その他	2,926	利益準備金	4,552
貸倒引当金	△214	その他利益剰余金	136,787
資産合計	555,436	別途積立金	98,000
		繰越利益剰余金	38,787
		自己株式	△799
		評価・換算差額等	27,685
		その他有価証券評価差額金	27,685
		負債純資産合計	555,436

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	363,038	
その他の事業売上高	3,048	366,086
売上原価		
完成工事原価	311,511	
その他の事業売上原価	904	312,416
売上総利益		
完成工事総利益	51,526	
その他の事業総利益	2,144	53,670
販売費及び一般管理費		23,947
営業利益		29,722
営業外収益		
受取利息配当金	17,631	
為替差益	176	
その他	214	18,022
営業外費用		
支払利息	1,186	
シンジケートローン手数料	601	
租税公課	306	
その他	409	2,503
経常利益		45,241
特別利益		
固定資産売却益	179	
投資有価証券売却益	1,958	
抱合せ株式消滅差益	1,686	
その他	3	3,828
特別損失		
固定資産除却損	117	
投資有価証券売却損	233	
投資有価証券評価損	269	
減損損失	93	
関係会社支援損	340	
その他	3	1,057
税引前当期純利益		48,012
法人税、住民税及び事業税	10,888	
法人税等調整額	877	11,765
当期純利益		36,247

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飴谷 健洋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及びその運用の状況を監視し、検証しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

前田建設工業株式会社監査役会

常勤社外監査役	伊藤雅規	Ⓜ
常勤監査役	大嶋義隆	Ⓜ
常勤監査役	小笠原四郎	Ⓜ
社外監査役	佐藤元宏	Ⓜ
社外監査役	篠連	Ⓜ

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
 当社 本店 電話 03 (3265) 5551 (大代表)

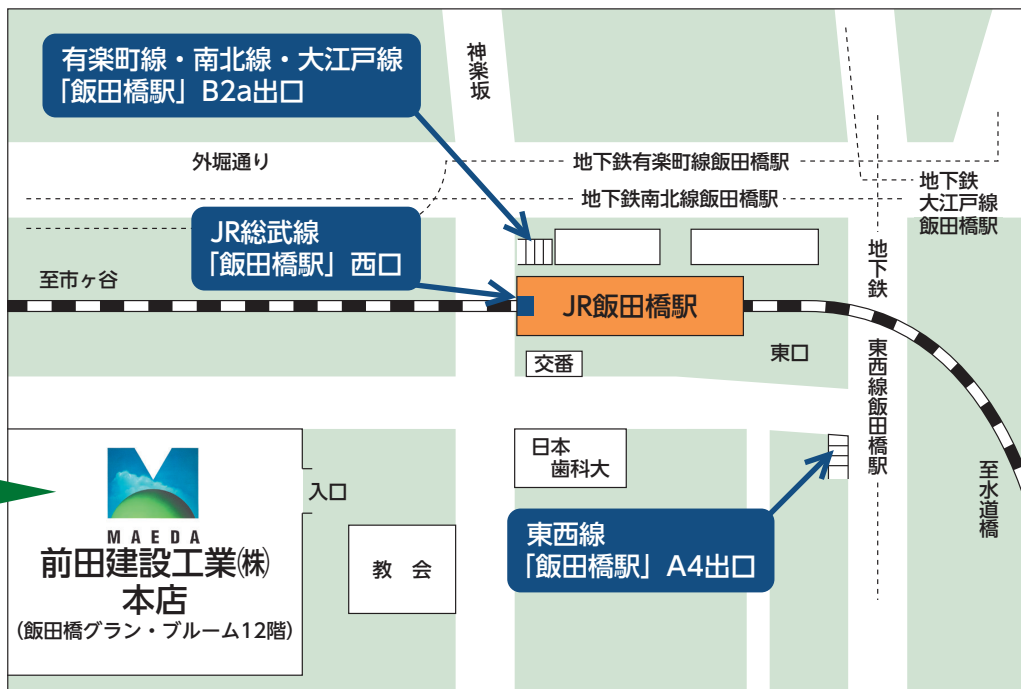
交通	J	R	総武線	「飯田橋駅」西口より徒歩1分
	東京メトロ		有楽町線 南北線	「飯田橋駅」B2a出口より徒歩2分
	都営地下鉄		大江戸線	
	東京メトロ		東西線	「飯田橋駅」A4出口より徒歩5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を読み取りください。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主様の公平性を勘案し、昨年の株主総会より株主総会会場にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきました。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
 見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

FSC
 ミックス
 責任ある木質資源を
 使用した紙
 FSC® C013080